

第4回 熱海市特別職報酬等審議会資料

平成23年9月30日(金) 午後1時から

市役所5階 第1会議室

目 次

1	県内各市の市長・副市長の給料月額に関する調べ	・・・・・・・・	P. 1
2	県内各市の市長・副市長の年間給与に関する調べ	・・・・・・・・	P. 2
3	県内各市の教育長の給料月額及び年額に関する調べ	・・・・・・・・	P. 3
4	特別職の給料月額の減額に応じた年収比較	・・・・・・・・	P. 4
5	特別職の給料月額等の改定経過	・・・・・・・・	P. 5
6	民間給与及び市民所得の推移に関する調べ	・・・・・・・・	P. 6
7	市税収入の推移に関する調べ	・・・・・・・・	P. 7
8	入湯税から見た観光入込客数	・・・・・・・・	P. 8

県内各市の市長・副市長の給料月額に関する調べ（静岡県内23市）

平成22年4月1日現在

※人口は、平成22年国勢調査によるもの

（単位：円）

市名	熱海市	熱海市	熱海市	浜松市	静岡市	沼津市	富士市	富士宮市	三島市	掛川市	藤枝市	焼津市
人口	39,592人	790,000	修正改定案	800,912人	716,328人	202,283人	254,049人	131,996人	111,823人	116,373人	142,183人	143,229人
市長	880,000	750,000	750,000	1,277,000	1,250,000	1,005,000	1,000,000	931,000	922,000	911,000	900,000	884,000
順位	11	21	22	1	2	3	4	6	7	8	9	10
特例減額後	630,960 (28.3%)	110.2% 減額	14.8% 減額					672,000 (30%)		728,800 (20%)		
市名	袋井市	島田市	御殿場市	湖西市	御前崎市	菊川市	裾野市	伊東市	伊豆の国市	伊豆市	下田市	
人口	84,831人	100,250人	89,028人	60,043人	34,700人	47,035人	54,528人	71,439人	49,274人	34,206人	25,013人	
市長	875,000	870,000	870,000	870,000	860,000	830,000	810,000	807,000	800,000	780,000	671,000	
順位	12	13	13	13	16	17	18	20	21	22	23	
特例減額後			783,000 (10%)				729,000 (10%)				603,900 (10%)	

市名	熱海市	熱海市	熱海市	静岡市	浜松市	富士市	沼津市	富士宮市	掛川市	三島市	藤枝市	袋井市
人口	39,592人	660,000	修正改定案	716,328人	800,912人	254,049人	202,283人	131,996人	116,373人	111,823人	142,183人	84,831人
副市長	740,000	630,000	630,000	940,000	928,000	810,000	800,000	735,000	734,000	728,000	720,000	715,000
順位	6	17	22	1	2	3	4	7	8	9	10	11
特例減額後	606,356 (18.06%)	110.8% 減額	14.9% 減額					588,000 (20%)	623,900 (15%)			
市名	島田市	焼津市	湖西市	伊東市	御殿場市	御前崎市	伊豆の国市	伊豆市	裾野市	牧之原市	下田市	
人口	100,250人	143,229人	60,043人	71,439人	89,028人	34,700人	49,274人	34,206人	54,528人	49,022人	25,013人	
副市長	712,000	708,000	705,000	703,000	700,000	680,000	660,000	660,000	650,000	640,000	596,000	
順位	12	13	14	15	16	17	18	18	21	22	23	
特例減額後									617,500 (5%)	544,000 (15%)	536,400 (10%)	

県内各市の市長・副市長の年間給与に関する調べ（静岡県内23市）

平成22年4月1日現在

※人口は、平成22年国勢調査によるもの。熱海市の改定案の額は、平成23年4月1日現在で算出

(単位：円)

市名	熱海市	熱海市	熱海市	静岡市	浜松市	沼津市	富士市	磐田市	富士宮市	三島市	藤枝市	焼津市	御殿場市
人口	39,592人	12,977,725	修正改定案	716,328人	800,912人	202,283人	254,049人	168,616人	131,996人	111,823人	142,183人	143,229人	89,028人
市長	14,658,600	12,977,725	12,320,625	21,150,000	20,923,645	17,064,900	16,980,000	16,101,600	16,087,680	15,655,560	15,095,250	14,826,890	14,772,600
順位	12	22	22	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
特例減額後	10,510,216 (28.3%)減額	11.5%減額	15.9%減額	12,277,748 (給料のみ20%)			11,054,880 (20%)	11,271,120 (30%)	13,294,680 (給料のみ25%)				13,728,600 (給料のみ10%)
市名	袋井市	島田市	湖西市	掛川市	御前崎市	菊川市	牧之原市	伊豆の国市	裾野市	伊東市	伊豆市	下田市	
人口	84,831人	100,250人	60,043人	116,373人	34,700人	47,035人	49,022人	49,274人	54,528人	71,439人	34,206人	25,013人	
市長	14,675,937	14,592,075	14,592,075	14,464,148	14,424,350	13,941,509	13,818,600	13,418,000	13,306,680	13,252,957	13,082,550	11,254,347	
順位	11	13	13	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
特例減額後				12,277,748 (給料のみ20%)					12,334,680 (給料のみ10%)			10,128,912 (10%)	

市名	熱海市	熱海市	熱海市	静岡市	浜松市	富士市	沼津市	磐田市	富士宮市	三島市	藤枝市	袋井市	島田市
人口	39,592人	10,842,150	修正改定案	716,328人	800,912人	254,049人	202,283人	168,616人	131,996人	111,823人	142,183人	84,831人	100,250人
副市長	12,326,550	10,842,150	10,349,325	15,904,800	15,205,280	13,753,800	13,584,000	13,082,550	12,700,800	12,361,440	12,076,200	11,992,337	11,942,020
順位	8	21	22	1	2	3	4	5	6	7	9	10	11
特例減額後	10,100,375 (18.06%)減額	12.0%減額	16.0%減額	11,120,168 (15%)				11,120,168 (15%)	10,936,800 (給料のみ20%)				
市名	御殿場市	焼津市	湖西市	掛川市	伊東市	御前崎市	菊川市	伊豆の国市	伊豆市	牧之原市	裾野市	下田市	
人口	89,028人	143,229人	60,043人	116,373人	71,439人	34,700人	47,035人	49,274人	34,206人	49,022人	54,528人	25,013人	
副市長	11,886,000	11,874,930	11,824,612	11,812,537	11,545,017	11,405,300	11,086,020	11,069,850	11,069,850	10,918,400	10,838,100	9,996,410	
順位	12	13	14	15	16	17	18	19	19	21	22	23	
特例減額後				10,491,337 (給料のみ15%)						9,280,640 (15%)	10,448,100 (給料のみ5%)	8,996,769 (10%)	

県内各市の教育長の給料月額に関する調べ（静岡県内23市）

平成22年4月1日現在

※人口は、平成22年国勢調査によるもの

(単位：円)

市名	熱海市	熱海市	熱海市	熱海市	静岡市	浜松市	富士市	磐田市	沼津市	富士宮市	三島市	掛川市	御殿場市	藤枝市
人口	39,592人	590,000	560,000	修正改定案	716,328人	800,912人	254,049人	168,616人	202,283人	131,996人	111,823人	116,373人	89,028人	142,183人
教育長	660,000	590,000	560,000	修正改定案	812,000	741,000	730,000	710,000	693,000	686,000	679,000	677,000	670,000	665,000
順位	11	19	22		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
特例減額後	608,388 (7.82%) 減額	10.6% 減額	15.2% 減額					639,000 (10%)		548,800 (20%)		609,300 (10%)		
市名	袋井市	焼津市	島田市	伊東市	湖西市	裾野市	御前崎市	伊豆の国市	伊豆の国市	牧之原市	菊川市	伊豆市	下田市	
人口	84,831人	143,229人	100,250人	71,439人	60,043人	54,528人	34,700人	49,274人	49,022人	590,000	47,035人	34,206人	25,013人	
教育長	655,000	653,000	652,000	646,000	640,000	625,000	610,000	600,000	600,000	590,000	585,000	570,000	545,000	
順位	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
特例減額後						593,750 (5%)				531,000 (10%)			490,500 (10%)	

県内各市の教育長の年間給与に関する調べ（静岡県内23市）

平成22年4月1日現在

※人口は、平成22年国勢調査によるもの。熱海市の改定案の額は、平成23年4月1日現在で算出

(単位：円)

市名	熱海市	熱海市	熱海市	熱海市	静岡市	浜松市	富士市	富士宮市	磐田市	沼津市	三島市	御殿場市	焼津市	藤枝市
人口	39,592人	590,000	560,000	修正改定案	716,328人	800,912人	254,049人	131,996人	168,616人	202,283人	111,823人	116,373人	89,028人	142,183人
教育長	10,993,950	9,692,225	9,199,400	修正改定案	13,739,040	12,484,368	12,395,400	11,994,900	11,908,475	11,767,140	11,529,420	11,376,600	11,214,930	11,153,712
順位	12	21	22		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
特例減額後	10,134,223 (7.82%) 減額	11.8% 減額	15.7% 減額					10,348,500 (給料のみ10%)	10,717,628 (10%)					
市名	掛川市	袋井市	島田市	湖西市	伊東市	伊東市	裾野市	御前崎市	牧之原市	伊豆の国市	菊川市	伊豆市	下田市	
人口	116,373人	84,831人	100,250人	60,043人	71,439人	54,528人	34,700人	34,700人	49,022人	49,274人	47,035人	34,206人	25,013人	
教育長	11,085,834	10,985,987	10,935,670	10,734,400	10,608,935	10,421,250	10,231,225	10,065,400	10,063,500	10,063,500	9,890,894	9,560,325	9,141,012	
順位	11	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23		
特例減額後	10,273,434 (給料のみ10%)					10,046,250 (給料のみ5%)			9,057,860 (10%)				8,226,911 (10%)	

特別職の給料月額額の減額に応じた年収比較（静岡県内23市順位）

平成23年4月1日現在

市長					副市長					教育長				
給料月額	年収	減額率	月額	年収順位	給料月額	年収	減額率	月額	年収順位	報酬月額	年収	減額率	月額	年収順位
880,000	14,456,200		11	15	740,000	12,156,350		6	8	660,000	10,842,150		11	14
870,000	14,291,925	1.1%	12	16	730,000	11,992,075	1.4%	8	10	650,000	10,677,875	1.5%	14	15
860,000	14,127,650	2.3%	15	16	720,000	11,827,800	2.7%	9	13	640,000	10,513,600	3.0%	15	16
850,000	13,963,375	3.4%	16	16	710,000	11,663,525	4.1%	12	15	630,000	10,349,325	4.5%	16	17
840,000	13,799,100	4.5%	16	18	700,000	11,499,250	5.4%	15	16	620,000	10,185,050	6.1%	17	18
830,000	13,634,825	5.7%	16	18	690,000	11,334,975	6.8%	16	17	610,000	10,020,775	7.6%	17	20
820,000	13,470,550	6.8%	17	18	680,000	11,170,700	8.1%	16	17	600,000	9,856,500	9.1%	18	21
810,000	13,306,275	8.0%	17	20	670,000	11,006,425	9.5%	17	20	590,000	9,692,225	10.6%	19	21
800,000	13,142,000	9.1%	20	21	660,000	10,842,150	10.8%	17	21	580,000	9,527,950	12.1%	21	22
790,000	12,977,725	10.2%	21	22	650,000	10,677,875	12.2%	20	22	570,000	9,363,675	13.6%	21	22
780,000	12,813,450	11.4%	21	22	640,000	10,513,600	13.5%	21	22	560,000	9,199,400	15.2%	22	22
770,000	12,649,175	12.5%	22	22	630,000	10,349,325	14.9%	22	22	550,000	9,035,125	16.7%	23	23
760,000	12,484,900	13.6%	22	22	620,000	10,185,050	16.2%	22	22	540,000	8,870,850	18.2%	23	23
750,000	12,320,625	14.8%	22	22	610,000	10,020,775	17.6%	22	22	530,000	8,706,575	19.7%	23	23
740,000	12,156,350	15.9%	22	22	600,000	9,856,500	18.9%	22	23	520,000	8,542,300	21.2%	23	23
730,000	11,992,075	17.0%	22	22	590,000	9,692,225	20.3%	23	23	510,000	8,378,025	22.7%	23	23
720,000	11,827,800	18.2%	22	22	580,000	9,527,950	21.6%	23	23	500,000	8,213,750	24.2%	23	23
710,000	11,663,525	19.3%	22	22	570,000	9,363,675	23.0%	23	23	490,000	8,049,475	25.8%	23	23
700,000	11,499,250	20.5%	22	22	560,000	9,199,400	24.3%	23	23	480,000	7,885,200	27.3%	23	23
690,000	11,334,975	21.6%	22	22	550,000	9,035,125	25.7%	23	23	470,000	7,720,925	28.8%	23	23
680,000	11,170,700	22.7%	22	23	540,000	8,870,850	27.0%	23	23	460,000	7,556,650	30.3%	23	23

当初案

修正案

当初案

修正案

修正案

特別職の給料月額等の改定経過

区分	昭和60年		平成2年		平成4年		平成19年		平成20年	
	月額(円)	改定率(%)	月額(円)	改定率(%)	月額(円)	改定率(%)	減額後月額(特別減額)	減額率(%)	減額後月額(特別減額)	減額率(%)
市長	700,000	12.9	800,000	14.3	880,000	10.0	704,000 (176,000)	▲ 20.0	616,000 (264,000)	▲ 30.0
副市長	600,000	11.1	685,000	14.2	740,000	8.0	666,000 (74,000)	▲ 10.0	592,000 (148,000)	▲ 20.0
教育長	540,000	14.8	620,000	14.8	660,000	6.5	660,000	-	594,000 (66,000)	▲ 10.0
議長	380,000	11.8	430,000	13.2	465,000	8.1	465,000	-	465,000	-
副議長	350,000	12.9	395,000	12.9	425,000	7.6	425,000	-	425,000	-
議員	320,000	14.3	360,000	12.5	390,000	8.3	390,000	-	390,000	-

区分	平成21年		平成22年		平成23年		平成24年(改定修正案)		
	減額後月額(特別減額)	減額率(%)	減額後月額(特別減額)	減額率(%)	減額後月額(特別減額)	減額率(%)	改定(案)	改定率	対H23比
市長	616,000 (264,000)	▲ 30.0	630,960 (249,040)	▲ 28.3	639,760 (240,240)	▲ 27.3	750,000	▲ 14.8	17.2
副市長	592,000 (148,000)	▲ 20.0	606,356 (133,644)	▲ 18.06	614,792 (125,208)	▲ 16.92	630,000	▲ 14.9	2.5
教育長	594,000 (66,000)	▲ 10.0	608,388 (51,612)	▲ 7.82	616,902 (43,098)	▲ 6.53	560,000	▲ 15.2	▲ 9.2
議長	465,000	(期末手当10%カット)	465,000	(期末手当10%カット)	465,000	(期末手当 4.45→3.95)	415,000	▲ 10.8	▲ 10.8
副議長	425,000	(期末手当10%カット)	425,000	(期末手当10%カット)	425,000	(期末手当 4.45→3.95)	380,000	▲ 10.6	▲ 10.6
議員	390,000	(期末手当10%カット)	390,000	(期末手当10%カット)	390,000	(期末手当 4.45→3.95)	350,000	▲ 10.3	▲ 10.3

※H22年度 教育長：H22.12～H23.3の特例減額率6.91% 特別減額 45,606円
 同時期の市長は減額率を上げていない。
 同時期の副市長は不在。

民間給与及び市民所得の推移に関する調べ

年度	民間平均給与	平成4年 対比	市民一人当たり 総所得	平成4年 対比	同 給与収入	平成4年 対比	同 給与所得	平成4年 対比
平成4年	4,550千円	-	3,079千円	-	4,036千円	-	2,841千円	-
平成5年	4,522千円	▲ 0.62%	3,176千円	3.2%	4,151千円	2.8%	2,934千円	3.3%
平成6年	4,555千円	0.11%	3,152千円	2.4%	4,142千円	2.6%	2,929千円	3.1%
平成7年	4,572千円	0.48%	3,165千円	2.8%	4,171千円	3.3%	2,953千円	3.9%
平成8年	4,608千円	1.27%	3,150千円	2.3%	4,189千円	3.8%	2,933千円	3.2%
平成9年	4,673千円	2.70%	3,164千円	2.8%	4,204千円	4.2%	2,947千円	3.7%
平成10年	4,648千円	2.15%	3,155千円	2.5%	4,208千円	4.3%	2,952千円	3.9%
平成11年	4,613千円	1.38%	3,108千円	0.9%	4,148千円	2.8%	2,906千円	2.3%
平成12年	4,610千円	1.32%	3,087千円	0.3%	4,118千円	2.0%	2,884千円	1.5%
平成13年	4,540千円	▲ 0.22%	3,059千円	▲ 0.7%	4,070千円	0.8%	2,844千円	0.1%
平成14年	4,478千円	▲ 1.58%	3,072千円	▲ 0.2%	4,067千円	0.8%	2,844千円	0.1%
平成15年	4,439千円	▲ 2.44%	3,030千円	▲ 1.6%	4,041千円	0.1%	2,822千円	▲ 0.7%
平成16年	4,388千円	▲ 3.56%	2,997千円	▲ 2.7%	3,995千円	▲ 1.0%	2,785千円	▲ 2.0%
平成17年	4,368千円	▲ 4.00%	3,097千円	0.6%	4,275千円	5.9%	2,982千円	5.0%
平成18年	4,349千円	▲ 4.42%	2,820千円	▲ 8.4%	3,853千円	▲ 4.5%	2,682千円	▲ 5.6%
平成19年	4,372千円	▲ 3.91%	2,889千円	▲ 6.2%	3,922千円	▲ 2.8%	2,743千円	▲ 3.5%
平成20年	4,296千円	▲ 5.58%	2,964千円	▲ 3.7%	3,958千円	▲ 1.9%	2,777千円	▲ 2.2%
平成21年	4,059千円	▲ 10.79%	2,915千円	▲ 5.3%	3,884千円	▲ 3.8%	2,709千円	▲ 4.7%
平成22年	4,120千円	▲ 9.45%	2,758千円	▲ 10.4%	3,758千円	▲ 6.9%	2,603千円	▲ 8.4%

※出典：税務統計から見た民間給与実態(国税庁)、市税の概要(熱海市)、市町村税の状況(静岡県)

民間平均給与の算出根拠とした「税務統計から見た民間給与実態」は、各年12月31日現在で民間の事業所に勤務している給与所得者を対象とした調査です。

この調査の集計に当たり、パート、アルバイト、正規・非正規等の給与所得者といった従業上の地位は、区分していません。

市税収入の推移に関する調べ

年度	住民基本台帳人口 (各年3月末時点)	市民税 決算額	平成4年 対比	固定資産税 決算額	平成4年 対比	その他市税 決算額	平成4年 対比	市税 合計	平成4年 対比
平成4年	47,095人	4,737,026千円	-	5,681,050千円	-	3,275,536千円	-	13,693,612千円	-
平成5年	46,793人	4,023,657千円	▲ 15.1%	5,999,789千円	5.6%	3,510,704千円	7.2%	13,534,135千円	▲ 1.2%
平成6年	46,375人	3,390,807千円	▲ 28.4%	6,305,868千円	11.0%	3,360,475千円	2.6%	13,057,122千円	▲ 4.6%
平成7年	46,059人	3,446,331千円	▲ 27.2%	6,870,245千円	20.9%	3,352,007千円	2.3%	13,668,556千円	▲ 0.2%
平成8年	45,629人	3,304,401千円	▲ 30.2%	7,034,534千円	23.8%	3,552,278千円	8.4%	13,891,183千円	1.4%
平成9年	45,203人	3,434,953千円	▲ 27.5%	7,110,070千円	25.2%	3,239,787千円	▲ 1.1%	13,784,783千円	0.7%
平成10年	44,747人	2,943,909千円	▲ 37.9%	6,928,248千円	22.0%	3,104,550千円	▲ 5.2%	12,976,707千円	▲ 5.2%
平成11年	44,128人	2,851,399千円	▲ 39.8%	6,865,382千円	20.8%	3,306,545千円	0.9%	13,023,326千円	▲ 4.9%
平成12年	43,624人	2,618,517千円	▲ 44.7%	6,580,276千円	15.8%	2,837,140千円	▲ 13.4%	12,035,933千円	▲ 12.1%
平成13年	43,184人	2,579,934千円	▲ 45.5%	6,643,162千円	16.9%	2,884,884千円	▲ 11.9%	12,107,980千円	▲ 11.6%
平成14年	42,740人	2,415,804千円	▲ 49.0%	6,323,456千円	11.3%	2,891,084千円	▲ 11.7%	11,630,344千円	▲ 15.1%
平成15年	42,582人	2,234,568千円	▲ 52.8%	5,835,743千円	2.7%	3,013,353千円	▲ 8.0%	11,083,663千円	▲ 19.1%
平成16年	42,289人	2,237,117千円	▲ 52.8%	5,773,981千円	1.6%	3,350,839千円	2.3%	11,361,936千円	▲ 17.0%
平成17年	41,904人	2,319,402千円	▲ 51.0%	5,590,854千円	▲ 1.6%	3,005,049千円	▲ 8.3%	10,915,304千円	▲ 20.3%
平成18年	41,720人	2,553,453千円	▲ 46.1%	5,281,803千円	▲ 7.0%	2,980,770千円	▲ 9.0%	10,816,026千円	▲ 21.0%
平成19年	41,508人	2,936,432千円	▲ 38.0%	5,202,997千円	▲ 8.4%	2,927,662千円	▲ 10.6%	11,067,091千円	▲ 19.2%
平成20年	41,101人	3,009,242千円	▲ 36.5%	5,209,898千円	▲ 8.3%	2,792,270千円	▲ 14.8%	11,011,410千円	▲ 19.6%
平成21年	40,592人	2,747,835千円	▲ 42.0%	5,013,365千円	▲ 11.8%	2,727,962千円	▲ 16.7%	10,489,162千円	▲ 23.4%
平成22年	40,281人	2,560,926千円	▲ 45.9%	5,121,772千円	▲ 9.8%	2,819,470千円	▲ 13.9%	10,502,168千円	▲ 23.3%

※出典：市税の概要(熱海市)、市町村税の状況(静岡県)

※平成22年国勢調査人口は39,592人

入湯税から見た観光入込客数

年度	観光入込客数		宿泊施設利用人数		観光レクリエーション客数(注)	
	(A) + (B)	平成4年対比	(A)		(B)	平成4年対比
平成4年度	9,120,553人	-	4,172,700人		4,947,853人	-
平成5年度	8,241,118人	▲ 9.6%	3,885,715人		4,355,403人	▲ 12.0%
平成6年度	8,451,887人	▲ 7.3%	3,824,903人		4,626,984人	▲ 6.5%
平成7年度	9,103,230人	▲ 0.2%	3,685,844人		5,417,386人	9.5%
平成8年度	9,236,939人	1.3%	3,811,132人		5,425,807人	9.7%
平成9年度	8,612,983人	▲ 5.6%	3,655,729人		4,957,254人	0.2%
平成10年度	8,553,182人	▲ 6.2%	3,571,913人	H12/5/26現在	4,981,269人	0.7%
平成11年度	8,243,161人	▲ 9.6%	3,428,156人	H13/5/30現在	4,815,005人	▲ 2.7%
平成12年度	8,423,676人	▲ 7.6%	3,299,583人	H14/5/30現在	5,124,093人	3.6%
平成13年度	8,781,555人	▲ 3.7%	3,281,948人	H15/5/29現在	5,499,607人	11.2%
平成14年度	7,862,139人	▲ 13.8%	3,200,345人	H16/5/27現在	4,661,794人	▲ 5.8%
平成15年度	7,806,475人	▲ 14.4%	3,158,178人	H17/5/31現在	4,648,297人	▲ 6.1%
平成16年度	7,626,373人	▲ 16.4%	3,121,026人	H18/3/16現在	4,505,347人	▲ 8.9%
平成17年度	7,555,880人	▲ 17.2%	3,141,722人	H18/8/16現在	4,414,158人	▲ 10.8%
平成18年度	6,783,615人	▲ 25.6%	3,152,512人	H19/5/11現在	3,631,103人	▲ 26.6%
平成19年度	6,332,463人	▲ 30.6%	3,026,311人	H20/5/14現在	3,306,152人	▲ 33.2%
平成20年度	6,286,744人	▲ 31.1%	3,037,693人	H21/5/20現在	3,249,051人	▲ 34.3%
平成21年度	5,763,171人	▲ 36.8%	2,921,652人	H22/5/20現在	2,841,519人	▲ 42.6%

※ 出典：「平成22年版 熱海市の観光」

平成22年度の観光レクリエーション客数は、近日中に静岡県から公表予定。

(注)観光レクリエーション客とは、主に慰安行楽、保健休養、施設等の見学研究、神社・仏閣の参詣、修学旅行及びレクリエーション等の目的で観光地に入り込んだ者をいう。

(案)

熱 報 審 第 号

平成23年 月 日

熱海市長 齊 藤 栄 様

熱海市特別職報酬等審議会

会長 鈴木 秀 旺

特別職の報酬等の額について (答申及び意見)

平成23年8月1日付け熱総行第81号において諮問のあった、次に掲げる特別職の給料及び報酬の額については、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申及び意見を提出します。

- (1) 熱海市の議会の議員報酬の額、市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員の政務調査費の額
- (2) 熱海市の教育長及び固定資産評価員の給料の額並びに行政委員その他の特別職の職員で非常勤のもの報酬の額

本市の行政を代表する市長及び議会の議員におかれましては、本審議会の答申及び意見を最大限尊重され、実施に向けて尽力されることを期待します。

別紙（案）

1 諮問に対する答申について

(1) 市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員報酬及び議員の政務調査費の額

ア 市長及び副市長の給料の額は、15%程度減額し、次に掲げるとおりとすることが適当である。

① 市長 月額750,000円（現行：月額880,000円）

② 副市長 月額630,000円（現行：月額740,000円）

イ 議会の議員報酬の額は、10%程度減額し、次に掲げるとおりとすることが適当である。

① 議長 月額415,000円（現行：月額465,000円）

② 副議長 月額380,000円（現行：月額425,000円）

③ 議員 月額350,000円（現行：月額390,000円）

ウ 議員の政務調査費については、新たに制度導入することが妥当であり、当該額は、議長及び副議長を含む議員1人当たり月額15,000円とすることが適当であるが、政務調査費及び議員報酬の合計月額は、前記イのそれぞれの議員報酬月額を超えないよう調整を図ることが適当である。

(2) 改定時期

改定の実施時期は、平成24年4月1日とすることが適当である。

(3) 改定理由等

市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員報酬の額は、平成4年の改定以来据え置きとなっているが、その後の約20年間における厳しい経済・雇用情勢等の本市を取り巻く状況を考えると、徹底した行財政改革を行い、簡素で効率的な市政を運営していく必要があり、市長及び議会がその先頭に立って改革を推進していくことが強く求められている。

このような状況のもと、市長から諮問を受けたこれらの特別職の給料及び報酬の適正額について審議するに当たり、本審議会としては、それぞれの職務職責の重要性、他都市の特別職の給料及び報酬の支給状況、民間給与の実態等を踏まえ、各委員の所見により総合的に勘案し、市長及び副市長の給料にあつては15%程度、議員報酬にあつては10%程

度の減額が適当であるとの結論に達した。

議員の政務調査費については、現在、その交付対象、支給額、交付方法等を定めた条例が未制定であり、当該予算措置もされていないことから、交付実績がない状況であるが、議会の審議能力の強化と議員の調査研究活動基盤の充実を図るとともに、議員の調査研究活動費の公費負担に係る透明性を確保するためには、政務調査費制度を導入することが望ましく、その額は、他都市の政務調査費の支給状況等を踏まえつつ、各委員の所見により総合的に勘案し、議員1人当たり月額15,000円とすることが適当であるが、新たな財政負担に対する市民感情等に配慮する必要があることから、政務調査費及び議員報酬の合計月額、この答申による減額後のそれぞれの議員報酬月額を超えない範囲内において調整を図ることが適当であるとの結論に達した。

(4) 付言

本審議会の審議における結論は、前述のとおりであるが、委員間の議論をもとに本審議会として、次に掲げるとおり付言する。

ア 市長及び副市長の給料の額は、平成23年度まで特例措置により減額されてきている経緯があり、平成24年度から答申後の額で給料を支給することにより、それ以前に比べて実質支給額が増えることとなるので、各種料金改定の実施等の市民負担の増加に配慮し、財政状況等を精査した上で改定を実施するとともに、より効率的な行財政運営を図り、市民に対する説明責任が果たせるよう一層の努力を期待する。

イ 議員報酬は、議員の役務の提供への対価として支給されるものであるが、生活給あるいは活動費といった性質を明確に区分できない側面があるので、将来的に議員の職務に対する適正な議員報酬額を評価するには、議員報酬、政務調査費等の議会に専属する事項は議員間で議論することが基本との理解のもと、議員定数に対する考え方と併せて議論した上で議員活動状況等とともに明らかにして、市民の理解度を向上させることが必要である。

ウ 市長及び副市長の給料の額並びに議会の議員報酬及び議員の政務調査費の額についての本審議会への諮問は、定期的に行うことが望ましい。

2 意見を求められたことに対する意見について

(1) 教育長及び固定資産評価員の給料の額並びに行政委員その他の特別職の職員で非常勤のもの報酬の額

ア 教育長の給料の額は、15%程度減額し、月額560,000円（現行：月額660,000円）とすることが適当である。

イ 固定資産評価員の給料の額は、一般職の職員が兼務する固定資産評価員の職を非常勤とした上で、当該報酬額を定めないこと（現行：月額557,000円）とすることが適当である。

ウ 行政委員その他の特別職の職員で非常勤のもの報酬の額は、別表に定める額とすることが適当である。

(2) 改定期期

改定の実施時期は、平成24年4月1日とすることが適当である。

(3) 改定理由等

教育長の給料の額は、平成4年の改定以来据え置きとなっているが、その後の約20年間における厳しい経済・雇用情勢等の本市を取り巻く状況を考えると、教育委員会の権限に属する全ての事務を掌る教育長が先導的な役割を担い、より効率的かつ効果的な教育行政を運営していくことが求められている。

このような状況のもと、市長から意見を求められた教育長の給料の適正額について審議するに当たり、本審議会としては、その職務職責の重要性、他都市の教育長の給料の支給状況、民間給与の実態等を踏まえ、各委員の所見により総合的に勘案し、15%程度の減額が適当であるとの結論に達した。

固定資産評価員の給料の額については、その職務職責の重要性に鑑み、他都市における一般職の職員との兼務状況等を踏まえつつ、各委員の所見により総合的に勘案し、一般職の職員が兼務する固定資産評価員の職を非常勤とした上で、当該報酬額を定めないこととすることが適当であるとの結論に達した。

行政委員その他の特別職の職員で非常勤のもの報酬の額については、地方自治法の趣旨、裁判事例、行政委員の活動状況等を踏まえ、次に掲げる考え方により、別表に定める額とすることが適当であるとの結論に達した。

- ア 行政委員等の報酬額については、現行額から10%程度減額した額を基準とすること。
- イ 現行の報酬額が月額で定められている行政委員等については、原則として、日額化すること。(公平委員会、農業委員会関係)
- ウ 合議体の長である委員(資格職である医師を含む。)については、当該組織内の意見の調整と統括、会議の進行管理、資格職としての専門性等の職責を考慮して、委員の報酬額に一定の加算措置(500円~2,000円加算)を行うこと。(固定資産評価審査委員長、選挙長、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票管理者、開票管理者、国保運営協議会長、介護保険運営協議会長、介護認定審査会医師、障害者程度区分認定審査会医師、その他法令又は条例の規定による委員会長関係)
- エ 調査・審議案件に係る事前研究、基礎的事項の下調べ、研修会の受講等が求められる行政委員等については、相当する部分に係る報酬を月額で措置することとし、定例会等への出席や公式行事への参加等に対する部分に係る報酬を日額で措置する『併用報酬制』とすること。(教育委員会関係、選挙管理委員会関係)
- オ 活動日数、活動内容等に応じて日額報酬を支給することが、現行の月額報酬による支給額よりも費用負担が多くなることが見込まれる行政委員等については、現行額から10%程度減額した額により月額報酬制を維持すること。(監査委員関係、体育指導委員関係)
- カ 準司法的権限を有する行政委員会に属する行政委員等については、当該報酬額を同一のものとするとともに、その額を固定資産評価審査委員会に係る報酬額(委員長10,000円・委員9,000円)に整合させること。(固定資産評価審査委員会、公平委員会、情報公開審査会、個人情報保護審査会関係)

(4) 付言

本審議会の審議においての結論は、前述のとおりであるが、委員間の議論をもとに本審議会として、教育長の給料及び行政委員その他の特別職の職員で非常勤のもの報酬の額について本審議会へ意見を求めることは、定期的に行うことが望ましいことを付言する。

別表（その1）

行政委員その他の特別職の職員で非常勤のものの報酬額

No.	名 称	現行額	改定額	減額率	備 考
1	教育委員会委員長	月額 63,000	月額27,000 (57.1%減) +日額 10,000	9.5%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を57,000円とする。 活動状況3か年平均：月3回
2	教育委員会委員	月額 53,000	月額21,000 (60.4%減) +日額 9,000	9.4%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を48,000円とする。 活動状況3か年平均：月3回
3	選挙管理委員会委員長	月額 32,000	月額15,000 (53.1%減) +日額 7,000	9.4%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を29,000円とする。 活動状況3か年平均：月2回
4	選挙管理委員会委員	月額 26,000	月額11,500 (55.8%減) +日額 6,000	9.6%	月額と日額の併用とする。ただし、上限を23,500円とする。 活動状況3か年平均：月2回
5	選挙管理委員会委員臨時補充員	日額 10,000	日額 9,000	10%	
6	公平委員会委員長	月額 26,000	日額 10,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定額と同額とする。
7	公平委員会委員	月額 25,000	日額 9,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員の改定額と同額とする。
8	監査委員（識見者）	月額 121,000	月額 109,000	9.9%	
9	監査委員（議員）	月額 63,000	月額 57,000	9.5%	
10	農業委員会会長	月額 32,000	日額 9,600	—	活動状況3か年平均：月3回 32,000円×0.9=28,800円 28,800円÷3回=9,600円
11	農業委員会委員	月額 26,000	日額 7,800	—	活動状況3か年平均：月3回 26,000円×0.9=23,400円 23,400円÷3回=7,800円
12	固定資産評価審査委員長	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	委員の日額に1,000円加算
13	固定資産評価審査委員	日額 10,000	日額 9,000	10%	

別表（その2）

行政委員その他の特別職の職員で非常勤のものの報酬額

No.	名 称	現行額	改定額	減額率	備 考
14	選挙長	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	代理の日額に1,000円加算
15	選挙長代理	日額 10,000	日額 9,000	10%	
16	期日前投票所の投票管理者	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	代理の日額に1,000円加算
17	投票所の投票管理者	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	代理の日額に1,000円加算
18	投票管理者代理	日額 10,000	日額 9,000	10%	
19	期日前投票所の投票立会人	日額 8,000	日額 7,200	10%	
20	投票所の投票立会人	日額 10,000	日額 9,000	10%	
21	開票管理者	日額 11,000	日額 10,000	9.1%	代理の日額に1,000円加算
22	開票管理者代理	日額 10,000	日額 9,000	10%	
23	開票立会人	日額 10,000	日額 9,000	10%	
24	選挙立会人	日額 10,000	日額 9,000	10%	
25	社会教育委員	日額 10,000	日額 9,000	10%	
26	体育指導委員	月額 7,500	月額 6,800	9.3%	
27	国保運営協議会委員	日額 10,000	会 長：日額 5,000 委 員：日額 4,500	50% 55%	委員の日額に500円加算
28	介保運営協議会委員	日額 5,000	会 長：日額 5,000 委 員：日額 4,500	— 10%	委員の日額に500円加算
29	介護認定審査会委員	日額 20,000	医 師：日額 20,000 他委員：日額 18,000	— 10%	他委員の日額に2,000円加算
30	障害者程度区分認定審査会委員	日額 20,000	医 師：日額 20,000 他委員：日額 18,000	— 10%	他委員の日額に2,000円加算
31	情報公開審査会会長		日額 10,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定額と同額とする。
32	情報公開審査会委員		日額 9,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員の改定額と同額とする。
33	個人情報保護審査会会長		日額 10,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員長の改定額と同額とする。
34	個人情報保護審査会委員		日額 9,000	—	職務内容が不服申立てに対する審査であることから、報酬額については、同じ職務類型である固定資産評価審査委員の改定額と同額とする。
35	その他法令又は条例の規定による委員		会 長：日額 5,000 委 員：日額 4,500	— 10%	委員の日額に500円加算

審議委員作成資料

第4回 熱海市特別職報酬等審議会 資料 (追補)

1. 諸指標の比較 (対平成4年度比)

	<u>平成19年度</u>	<u>平成22年度</u>	<u>平成23年度 (予算)</u>
市税収入合計	▲ 19.2%	▲ 23.3%	
観光入込客数	▲ 30.6%	▲ 36.8% (平成21年)	
観光レクリエーション客数	▲ 33.2%	▲ 42.6% (平成21年)	
生活保護費	+116.5%	+211.7%	+191.3%
市長給与 (円)	▲ 20.0%	▲ 28.3%	▲ 14.8% (平成24年度)
議員報酬 (円)	0	0	▲ 10.3% (平成24年度)
一般行政職 平均給料 (円)	+ 3.0%	+ 0.5	
	<u>平成4年度</u> (千円)	<u>平成19年度</u> (千円)	<u>平成22年度</u> (千円)
市職員1人当り 給与 (年額)	6,750 -	6,743 ▲ 0.0%	5,882 ▲ 12.9%
市民1人当り 総所得 (年額)	3,079 -	2,889 ▲ 6.2%	2,758 ▲ 10.4%

II. 市長年間給与・議員報酬の市民1人当たり負担額（人口10万人未満の県内12市比較）

	<u>市長給与 順位</u>		<u>議員報酬 順位</u>		<u>議員報酬等合計額 順位</u>	
熱海（新）	370	4	169	2	3,340	1
熱海（蛭ヶ島）	328	5	146	3	2,950（総）	2
熱海（熱海）	311	6				
御殿場	166	14	65	13	1,768	11
袋井	173	13	70	12	1,669	13
湖西	243	11	94	9	2,623	5
御前崎	416	2	135	4	2,523	6
菊川	296	7	102	6	1,967	9
牧之原	282	8	87	10	1,714	12
伊豆の国	272	9	98	8	2,506	7
裾野	244	10	99	7	2,359	8
伊東	186	12	82	11	1,938	10
伊豆	382	3	122	5	2,821	4
下田	450	1	180	1	2,908	3

（注） 議員報酬には政務調査費支給額を含む。

（平成22年4月1日現在）

市特別職の報酬等改定に係る審議会答申案（骨子）

1. 市長・副市長給与の改定案

- ・対平成4年度比15%削減とする。（15%「程度」ではない。）
- ・改定後の市長・副市長給与月額を下記のとおりとする。

市長給与月額	748,000円
副市長給与月額	629,000

2. 議員報酬改定諸案（月額）

- ・政務調査費（一律15,000円）を新設する。
- ・対平成4年度比で15%削減とする。
- ・審議会審議のため以下に3案を提示する。

	<u>事務局修正案</u>		<u>私案（A案）</u>		<u>私案（B案）</u>	
	一律10%程度減額 政務調査費は内数		一律15%減額 政務調査費を上乗せ		一律15%減額 政務調査費は内数	
	<u>報酬月額</u>	<u>削減率</u> (%)	<u>報酬月額</u>	<u>削減率</u> (%)	<u>報酬月額</u>	<u>削減率</u> (%)
議長	415,000	▲10.8	410,250	▲11.8	395,250	▲15.0
副議長	380,000	▲10.4	378,250	▲11.5	361,250	▲15.0
議員	350,000	▲10.3	346,500	▲11.2	331,500	▲15.0

3. 改定理由（事務局案に追加記載すべき事項）

- 諸経済指標が軒並み低下してきていることを強調、重視すべき。
- その結果として、「一律15%削減」は必要最低限の措置と考えること。
- 県内他市に比べて、当市の特別職者給与・報酬の市民1人当り負担額が突出して高いこと、換言すれば、当市の特別職者が他市に比べてとくに手厚く処遇されていることに留意すべき。

4. 付帯意見（事務局案に追加、強調すべき事項）

- 特別職者給与・報酬の定期的見直し（たとえば毎4年）が必須であること。
- 政務調査費導入に当って透明性の担保が極めて重要となることに注意を喚起すること。
（領収書提示を最低条件とするなど、より具体的に言及するのも一案。）

5. 要望事項

- 市職員の年間給与収入と一般市民の年間総所得との間の乖離があまりに激しく、許容限度を著しく超えていると考えられる状況にあることに鑑み、市職員給与の次年度からの旧水準への自動的復帰は、市民感情からして容認し難い。
- 行政特別職者、市議会議員が給与・報酬の一律15%削減を求められる中で、市職員給与のみがその埒外にあるとは考えるべきではない。
- 次年度からの市職員給与の策定、折衝に当り、労使両当事者が、現在当市が置かれる経済環境を真摯に受け止められ、給与水準の自主的な下方修正に向け、賢明なるご高配、ご処断を要望する。

以上